

## 令和8年度 生活指導の方針・体制及び体罰防止のための取組

### I 今年度の重点

#### 1 重点目標「進んであいさつしよう」

##### (1) 教師の率先垂範

##### (2) 授業初め、終わりのあいさつの共通実践について

◇共通実践（必ず必要なもの）

朝の会・・・あいさつ 出欠及び健康観察 担任からの連絡

帰りの会・・・担任からの連絡 あいさつ

授業初め・・・チャイムまでに着席

号令（着席のまま、あいさつ）

授業終わり・・・号令（着席のまま、あいさつ）

##### (3) 重点実践日の設定

代表委員会等と一緒に月目標に合わせて計画していく

#### 2 児童理解の継続、共有と組織的な対応

##### (1) いじめの早期発見・対応

- ・毎週金曜日のいじめ対策委員会を有効に活用する。
- ・計画的な運用、研修を組み込む、記録の時間確保など

##### (2) 様々なアンケートの活用

- ・4・5・9・10・1・2月末に生活アンケートをとり、特に気になることがあれば、担任から該当児童に聞き取りのうえ、生活指導等と連携をとりながら問題解決にあたる。7・12・3月は短時間個人面談を行う。6・11月はいじめアンケートを活用し、児童の課題に早く気づき、適切な対応ができるように、組織的に動くことを意識する。記録を確実にし、年度をまたいでも担任が変わっても、継続的にみられるようにすることで、保護者に対しても信頼関係を保つことが期待できる。

##### (3) 学校全体での対応

- ・毎週水曜日（16:30～16:45）低中高とちのみ学年会で、情報共有と対応を検討する。
- ・いじめ対策・校内委員会等で名前の挙がった児童に対しては、全教職員で情報を共有するとともに、小さなことでもこまめに良いところの声かけをしたり、担任に知らせたりする。担任一人で抱えこむことのないよう、学校全体で協力して取り組むことを基本とする。

##### (4) 教室掲示の工夫

- ・子供が頑張ったことや良かったことが分かるように教室掲示を工夫し、自己有用感を高めさせる。

## Ⅱ 指導体制

### 1 校内生活

- (1) 愛宕の約束の徹底
- 各教室への掲示用に準備
  - 全校朝会での紹介と徹底
  - 先生方への紹介と徹底
- (2) 挨拶運動の計画と確認
- 内容は学年ごとの設定
  - 9・1月の生活目標に合わせた取り組み
- (3) 生活目標
- 各教室への掲示用に準備
  - 当番は月初めの全校朝会または給食時の放送にその月の生活目標についての話をする。また、月末の職員夕会で教室掲示の交換を声掛けする。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

- (4) 安全指導
- セーフティ教室の計画立案・提案・実行・関係諸機関との連携
  - 交通安全教室
  - 自転車教室
  - 薬物乱用防止教室の計画立案・提案・実行・関係諸機関との連携
  - 安全指導（月一度の安全指導の計画立案・提案）  
\* 毎月の安全指導日の声かけ
  - 安全点検（毎月の安全点検表の配布・副校長の連携）  
\* 毎月の安全点検表の配布と集約  
\* 副校長を通じての修繕依頼

- (5) 避難訓練
- 避難訓練の計画・提案・実施時の司会・反省の取りまとめ

1学期 (一斉下校も含む)	2学期 (引き渡し訓練も含む)	3学期
------------------	--------------------	-----

- (6) 教育相談
- 各学年、各学級で問題となっている事（家庭的なもの・生活習慣的なもの・突発的な出来事など）に関して対応策の協議・提案
  - 特別支援校内委員会、いじめ対策委員会との連携
- (7) 食育指導
- 給食指導の徹底（年度初め・学期中）
  - 月目標の印刷・掲示
  - 年間指導計画に基づく食育指導の提案・実行協力  
例：おはし名人・完食カード・各教科との連携 等
- (8) 保健指導
- 年間指導計画に基づく提案・実行
  - 校医・学校薬剤師との連携
  - 健康教育の協力

### (9) 清掃

- ・ 清掃分担の決定
- ・ 用具の管理・集約
- ・ 校内の清掃巡視
- ・ 校内美化についての意識付け  
※ トイレの使い方について

### (10) 落し物・上履き

- ・ 落し物の管理、学期一度の紹介、整理
- ・ 学期末の朝会時に児童への紹介
- ・ 保護者会時に昇降口のところの並べ、その後処分
- ・ 貸し上履きの管理、交換
- ・ 置き忘れの傘の持ち帰り呼びかけ

## 2 校外生活

- (1) 地域・保護者連携（愛宕会運営委員会への出席・地域連絡協議会などへの参加）
- (2) 学校安全ボランティアとの連携
- (3) 地域防災訓練への協力
- (4) クリーン上柚木への協力
- (5) 地区パトロール
  - \* 4月中に地域巡り期間設定
  - \* 愛宕会と連絡を取り、合同パトロール

## 3 その他

### ☆いじめ対策・校内委員会・・・毎週金曜日14：45～

- ・ 年間計画に沿って研修等を行う。
- ・ 必要に応じて対応を検討する。

### ☆ブロック会・・・毎週水曜日16：30～16：45

- ・ コーディネーターと生活指導部員が中心となって、ブロックごとに情報共有をする。  
それをふまえて、校内・いじめ対策委員会に、報告を挙げる。

### ☆1学期初めに配慮の必要な児童の共通理解（4月中に分けて実施）

- ・ 児童写真 → C4th「いいところみつけ」活用

### ☆共通理解

- ・ 「教育目標」「生活目標」「上柚木スタンダード」「避難経路図」「【非常時】臨時の児童集会のお知らせ」は、教室内に掲示。年度が替わっても、教室に置いたまま。
- ・ 「愛宕小学校の約束」「こうていのつかいかた」は、年度を入れて印刷し、掲示。ラミネートなし。
- ・ 中休み、昼休み時間の前に校庭などに出て遊ばない。チャイムを守る。
- ・ 全校朝会・集会のある日は、朝遊びはなし。
- ・ 給食当番は、衛生のため必ずマスクをつける。
- ・ 貸し上履きについては、原則担任が行う。担任がいない場合は対応した教員が担任に伝える。

### Ⅲ 体罰防止

学校教育法第11条では、「校長及び教員は教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒、及び学生に懲戒を加えることができる。」と定められているように、学校における児童への体罰は、法律によって禁止されている。指導の当たっては、身体に対する侵害（殴る、蹴る等）、肉体的苦痛を与える懲戒（長時間にわたる正座・直立等）を行わない、また体罰の陰に隠れている暴言や不適切な指導を行わないよう、人権尊重の理念を深めるために年間を通して研修を実施する。

#### ◆研修計画

- 毎月 体罰防止チェックカード
- 7月 服務事故防止研修 体罰防止事例研究、自己点検、校長面談
- 12月 体罰等の実態把握 校長講話及び全校児童への質問紙調査、全教職員への個別の聞き取り
- 12月 服務事故防止研修

#### ◆体罰防止に向けた具体的な取り組み

愛宕小学校では体罰防止のため

- 1 スローガン「体罰 根絶 愛宕小」を掲げ、職員室前に掲示。
- 2 毎月、体罰防止セルフチェックシートに全職員が取り組み、必ず校長・副校長が全教員の回答を確認し、必要な場合は教員からの相談を受け、教員へ指導。
- 3 全教職員で服務の根本規準及び職務上の義務や禁止事項についての研修を行う。
- 4 「体罰は、児童・生徒の人格を傷つけ、人権を侵害する行為である。」ことを全職員で毎学期再確認するとともに、以下の点を重点的に全職員へ周知・徹底。
  - ・生活指導の場面で、単独行動を行うことなく、できるだけ複数で当たる。常に他の教職員との連携を意識して、チームによる指導を心がけること。
  - ・指導の困難な児童・生徒への対応を、特定の教職員に任せきりにせず、教員間で共通理解を図り、同じ意識で対応を行う。
  - ・自分の指導がうまくいかない時、児童のせいにすることなく、自らの指導の在り方を振り返り、課題を見つけ出して、改善しようとする。
  - ・体罰を行ったり、見聞きしたりした場合は、速やかに管理職に報告・連絡・相談する。